

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公開番号】特開2005-278703(P2005-278703A)

【公開日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2005-040

【出願番号】特願2004-93415(P2004-93415)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/56 (2006.01)

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 5 0

A 4 1 B 13/02 R

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月12日(2007.1.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】身体着用品装着型吸収性物品

【技術分野】

【0001】

本発明は、下着に装着される生理用ナプキンや尿吸収用失禁パッド（大型の介護用のもののみならず、小型の軽失禁用のものも含む）、おむつカバーに装着される吸収パッド等、身体着用品に装着されるタイプの吸収性物品に関するものである。

【背景技術】

【0002】

例えば生理用ナプキンは、一般に、使用に際してショーツをある程度まで下ろした状態でその股間部の最も幅が狭い部分を目安にし、ナプキンをショーツ股間部内面に当てて粘着することにより装着される。この際、ショーツに対する装着位置が不適切であると、ナプキンがズレたりヨレたりしてしまい、漏れを生じたり装着感が悪化したりする。このため従来は、使用者が経験や勘に頼って装着位置を決めている。失禁パッドやパッド型おむつ用の吸収パッドでも問題点や装着位置の決定方法は同様である。

【0003】

しかしながら、これらの吸収性物品を装着する際、使用者は、吸収性物品を身体着用品側となる装着面に対してその反対側から目視しつつ、身体着用品の上に重ねて位置決めするため、両者の位置関係を正確に把握することができず、適切な装着が困難であった。

【特許文献1】特開2002-291786号公報

【特許文献2】特開2002-369840号公報

【特許文献3】特開2003-509163号公報

【特許文献4】特開2002-369841号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

そこで、本発明の主たる課題は、身体着用品に対して容易に且つ適切に装着できる吸収性物品を提供することにある。

【課題を解決するための手段】**【0005】**

上記課題を解決した本発明は次記のとおりである。

<請求項1記載の発明>

下着等のように股間部を有する身体着用品に対し、その股間部に装着される吸収性物品において、

前記身体着用品の股間部の側縁を合わせる目安となる側縁標示が、身体着用品側となる装着面に対してその反対側から視認可能なように設けられた、

ことを特徴とする身体着用品装着型吸収性物品。

【0006】**(作用効果)**

このように構成することによって、使用者が、吸収性物品を身体着用品側となる装着面に対してその反対側から目視しつつ、身体着用品の上に重ねて位置決めする場合であっても、身体着用品の股間部の側縁を合わせる目安となる側縁標示を視認することができ、吸収性物品を身体着用品に対して、容易に且つ適切に装着できるようになる。

【0007】

なお、従来、特許文献1～特許文献4に示されるように、吸収性物品に関する情報を物品外面から視認可能なように構成することは知られているが、本発明のように身体着用品装着型吸収性物品において身体着用品の股間部側縁位置を、物品の装着面の反対側から視認可能とするような提案はなかった。

【0008】**<請求項2記載の発明>**

前記側縁標示が、粘着剤または接着剤により形成されている、請求項1記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0009】**(作用効果)**

生理用ナプキン等は、通常、ズレ止め用の粘着剤が装着面に設けられており、この粘着剤により身体着用品に粘着固定されるように構成されている。また、シート相互を接着するために接着剤が用いられる。本項記載の発明は、この粘着剤を本発明の側縁標示として応用しようとするものである。

【0010】**<請求項3記載の発明>**

前記側縁標示が、前記側縁を表す印刷が施された側縁標示シートからなる、請求項1または2記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0011】**(作用効果)**

一般的な生理用ナプキン等の吸収性物品は、各種のシートを積層して形成される。したがって、本項記載のような側縁標示シートを適所に設けて、本発明の側縁標示を形成するのは製造が容易であり、一つの好ましい形態である。

【0012】**<請求項4記載の発明>**

前記側縁標示がエンボスまたはデボスにより形成された、請求項1～3のいずれか1項に記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0013】**(作用効果)**

例えば、一般的な生理用ナプキンにおいては、経血の流れを制御するため等、種々の目的でエンボスを施している。したがって、本項記載の発明のように、側縁標示をエンボスまたはデボスにより形成するのは、製造設備の大幅な変更無く、容易に製造可能であり、好ましい形態の一つである。

【0014】

<請求項5記載の発明>

吸収体を有し、この吸収体の両脇に張り出すフラップ部を有し、このフラップ部に前記側縁標示が設けられた、請求項1～4のいずれか1項に記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0015】

(作用効果)

このようなフラップ部を有する吸収性物品（生理用ナプキンが多い）では、フラップ部の基部（付け根部）に身体着用品の股間部側縁が位置されるものが一般的である。そして、このような吸収性物品を装着する場合、使用者はフラップ部を摘み、その基部を身体着用品の股間部側縁に合わせるようにして装着しているという実態がある。よって、かかるフラップ部を有する吸収性物品では、使用に際して摘まれるフラップ部に本発明の側縁標示を設けることにより、より容易に且つ適切に装着できるようになる。

【0016】

<請求項6記載の発明>

前記フラップ部は、フラップバックシートとフラップトップシートとを吸収体を介在させずに積層してなり、

フラップトップシート、フラップトップシートとフラップバックシートとの間、ならびにフラップバックシートのうちの少なくとも一箇所に、前記側縁標示が設けられた、請求項1～5のいずれか1項に記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0017】

(作用効果)

一般的なフラップ部は、フラップバックシートとフラップトップシートとを吸収体を介在させずに積層してなる構造を有する。このようなフラップ部に側縁標示を設ける場合、本項記載のように構成することによって、使用に際して容易に側縁標示を視認することができ、より容易・適切な装着を行うことができるようになる。ができる。

【0018】

<請求項7記載の発明>

透液性トップシートと、前記装着面をなすバックシートと、これらの間に設けられた吸収体と、吸収体が位置する部分の両脇に設けられた漏れ防止バリヤー部とを有し、

このバリヤー部に前記側縁標示が設けられた、請求項1～6のいずれか1項に記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0019】

(作用効果)

一般的な吸収性物品は、透液性トップシートと、前記装着面をなすバックシートと、これらの間に設けられた吸収体と、吸収体が位置する部分の両脇に設けられた漏れ防止バリヤー部とを有する。このような吸収性物品、例えば生理用ナプキンにおいては、身体着用品の股間部側縁がバリヤー部位置と重なる場合もあり、このような場合には、バリヤー部に本発明の側縁標示を設けることにより、使用に際して容易に側縁標示を視認することができ、より容易・適切な装着を行うことができるようになる。

【0020】

<請求項8記載の発明>

透液性トップシートと、前記装着面をなすバックシートと、これらの間に設けられた吸収体とを有し、

透液性トップシート、透液性トップシートと吸収体の間、および吸収体における透液性トップシート側の面の少なくとも一箇所に、前記側縁標示が設けられた、請求項1～7のいずれか1項に記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0021】

(作用効果)

一般的な吸収性物品は、透液性トップシートと、前記装着面をなすバックシートと、これらの間に設けられた吸収体とを有する。このような吸収性物品、例えば大人用の失禁パ

ッドにおいては、身体着用品の股間部側縁が透液性トップシート位置と重なる場合もあり、このような場合には、本項記載の位置に本発明の側縁標示を設けることにより、使用に際して側縁標示を容易に視認することができ、より容易・適切な装着を行うことができるようになる。

【0022】

<請求項9記載の発明>

下着等のように股間部を有する身体着用品に対し、その股間部に装着される吸収性物品において、

前記身体着用品の股間部の側縁が、身体着用品側となる装着面に対してその反対側から視認可能なように構成された、

ことを特徴とする身体着用品装着型吸収性物品。

【0023】

(作用効果)

前述の発明は、吸収性物品に標示を設けるものであるが、本項記載のように身体着用品の股間部の側縁自体を、身体着用品側となる装着面に対してその反対側から視認可能なように構成した発明も提案する。この場合、側縁自体を視認して装着するため、側縁標示があるものと同様、容易・適切な装着が可能となる。

【0024】

<請求項10記載の発明>

前記身体着用品の股間部の側縁と対応する部分が、前記身体着用品の股間部の側縁が視認可能な透明性を有するように構成された、請求項9記載の身体着用品装着型吸収性物品。

【0025】

(作用効果)

身体着用品の股間部の側縁自体を装着面の反対側から視認可能とするためには、吸収性物品における身体着用品の股間部の側縁と対応する部分を切り欠くことでも可能であるが、対応部分の素材をより透明性に優れる部材により構成すると、素材変更だけで対応できる等、より簡易な構成で済むため好ましい。

【発明の効果】

【0026】

以上のとおり、本発明によれば、身体着用品に対して容易に且つ適切に装着できる吸収性物品となる、等の利点がもたらされる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0027】

本発明は、吸収性物品に標示を設けるものと、身体着用品の側縁自体を視認可能なように構成するものとに大別できるため、以下ではこれらを分けて、各実施形態について添付図面を参照しながら詳説する。

【0028】

<側縁標示に係る第1の形態>

図1及び図2は、側縁標示を設ける形態を折返しフラップ付生理用ナプキン1に適用したものである。この生理用ナプキン1は、バックシート2と、経血やおりものなどを速やかに透過させる透液性トップシート3とを有する。これら両シート2, 3間に、綿状パルプまたは合成パルプなどからなる吸収コア4と、この吸収コア4の形状保持および拡散性向上のために吸収コア4を囲繞するクレープ紙5とからなる吸収体が介在されている。この吸収体は、後述の吸収促進シートとともに吸収要素材料を構成する。

【0029】

表面両側部には、それぞれ長手方向に沿って形成されたサイドシート6, 6が設けられている。なお、クレープ紙5は、図1においては図面の不明りょうを防ぐために図示していないが、吸収コア4の長手方向両端まで達しているものである。

【0030】

吸収コア4の周囲において、その上下端縁部では、前記バックシート2と透液性トップシート3との外縁部がホットメルトなどの接着剤やヒートシール等の接着手段によって接合され、またその両側縁部では吸収コア4よりも側方に延出している前記バックシート2と前記サイドシート6とがホットメルトなどの接着剤やヒートシール等の接着手段によって接合されている。

【0031】

バックシート2としては、ポリエチレンやポリプロピレン等のオレフィン系樹脂シートなどの少なくとも体液（吸収性物品の種類に応じて定まるものである）を透過しないシート材が好適に用いられるが、この他にポリエチレンシート等に不織布を積層したラミネート不織布や、さらには防水フィルムを介在して実質的に不透液性を確保した不織布シート（この場合には防水フィルムと不織布とでバックシートを構成する。）などを用いることができる。近年はムレ防止の観点から透湿性を有するものが用いられる傾向にある。この遮水・透湿性シート材としては、ポリエチレンやポリプロピレン等のオレフィン系樹脂中に無機充填剤を混練してシートを成形した後、一軸または二軸方向に延伸することにより得られる微多孔性シートがある。

【0032】

透液性トップシート3としては、有孔または無孔の不織布や多孔性プラスチックシートなどが好適に用いられる。不織布を構成する素材纖維としては、たとえばポリエチレンまたはポリプロピレン等のオレフィン系、ポリエステル系、ポリアミド系等の合成纖維の他、レーヨンやキュプラ等の再生纖維、綿等の天然纖維とすることができる、スパンレス法、スパンボンド法、サーマルボンド法、メルトローン法、ニードルパンチ法等の適宜の加工法によって得られた不織布を用いることができる。これらの加工法の内、スパンレス法は柔軟性、ドレープ性に富む点で優れ、サーマルボンド法は嵩高でソフトである点で優れている。

【0033】

吸収コア4を囲繞するクレープ紙5は、透液性トップシート3と吸収コア4との間に介在するものであり、経血やおりもの等（以下、まとめて体液という。）を速やかに拡散させるとともに、体液の逆戻りを防止する機能を有する。この機能により、肌と接触する表面はドライタッチ性に優れたものとなる。

【0034】

バックシート2と透液性トップシート3との間に介在される吸収コア4は、たとえばフラップ状パルプと吸水ポリマーとにより構成されている。前記吸水性ポリマーは吸収コアを構成するパルプ中に例えば粒状粉として混入されている。前記パルプとしては、木材から得られる化学パルプ、溶解パルプ等のセルロース纖維や、レーヨン、アセテート等の人工セルロース纖維からなるものが挙げられ、広葉樹パルプよりは纖維長の長い針葉樹パルプの方が機能および価格の面で好適に使用される。

【0035】

また、本生理用ナプキン1の展開状態において、表面がわ両側部にはそれぞれ、長手方向に沿って、かつ吸収性物品のほぼ全長に亘ってサイドシート6、6が設けられている。そして、これらのサイドシート6、6の前後方向略中央部分が側方に延在されるとともに、前記バックシート2の対応部分も側方に延在されており、これら側方に延在されたサイドシート6部分（本発明のフラップトップシートを構成する）とバックシート2部分（本発明のフラップバックシートを構成する）とがホットメルト接着剤等により接合され、ウイング状に張り出すフラップ部W、Wが形成されている。フラップ部W、Wは製品提供時には裏面側に折り畳まれており、装着時にはこれを一度剥離して開いた後、身体着用品の股間部外面に接触するように再び折り畳まれる（図2参照）。

【0036】

サイドシート6としては、重要視する機能に応じてそれぞれ撥水処理不織布または親水処理不織布を使用することができる。たとえば、経血やおりもの等が浸透するのを防止する、あるいは肌触り感を高めるなどの機能を重視するならば、シリコン系、パラフィン系

、アルキルクロミッククロリド系撥水剤などをコーティングした撥水処理不織布を用いることができる。また、フラップ部W、Wにおける経血等の吸収性を重視するならば、合成纖維の製造過程で親水基を持つ化合物、例えばポリエチレングリコールの酸化生成物などを共存させて重合させる方法や、塩化第2スズのような金属塩で処理し、表面を部分溶解し多孔性とし金属の水酸化物を沈着させる方法等により合成纖維を膨潤または多孔性とし、毛細管現象を応用して親水性を与えた親水処理不織布を用いることができる。サイドシート6として親水処理不織布を用いるのが望ましい。かかるサイドシート6の基本素材としては、天然纖維、合成纖維または再生纖維などを素材として、適宜の加工法によって形成されたものを使用することができるが、好ましくは目付け量を抑えて通気性を持たせた不織布を用いる。

【0037】

サイドシート6、6の内側部分は、吸収コア4の側縁より内方に延在し(この内方延在部分が本発明のバリヤー部を構成する)、二重シート状態で透液性トップシート3上にホットメルト接着剤で接着され、その接着側縁より外方に折り返され、その折り返し部分に糸ゴムなどの弾性伸縮部材6A、6Aが伸張状態でホットメルト接着剤により接着されている。サイドシート6の前記折り返し部分の長手方向前後端部は、重ね合わせ状態で相互がホットメルト接着剤に接着されているが、中間部分は接着されていない。したがって、使用状態においては、図2の左方に図示するように、弾性伸縮部材6A、6Aの収縮力により折り返し部分が起立し、経血の横漏れ防止バリヤーBとして機能するようになっている。

【0038】

そして、本第1の形態では、かかる生理用ナプキン1のフラップ部W、Wに、本発明に係る側縁標示10がそれぞれ設けられている。本発明の側縁標示10は、身体着用品の股間部20の側縁21を合わせる目安となるものであって、なおかつ身体着用品側となる装着面に対してその反対側(この場合、裏面が装着面となるため表面側)から視認可能なものであれば、その形成手法は特に限定されないが、本発明では製造容易性を考慮し、粘着剤・接着剤を用いる手法、印刷を用いる手法およびエンボス・デボスを用いる手法の三種類を提案しており、本第1の形態では粘着剤・接着剤を用いる手法を採用している。

【0039】

すなわち、折返しフラップ付生理用ナプキン1は、通常、フラップ部Wにおける身体着用品に接触される装着面、つまりバックシート2の外面にズレ止め用の粘着剤11が設けられ、この粘着剤11により身体着用品20に粘着固定されるように構成されており、この粘着剤11が本発明の側縁標示10として利用される。具体的には、通常用いられる透明の粘着剤に代えて、有色の粘着剤を用い、またこれに代えて或いはこれとともに、フラップ部Wの素材(サイドシート及びバックシート)として従来よりも透明性の高い素材を用い、粘着剤が表面側から視認可能のように構成することにより、ズレ止め粘着剤11を本発明の側縁標示10として機能させることができる。もちろん、ズレ止めを目的とした粘着剤11とは別に、側縁標示を目的とした粘着剤を設けることもできるが、後者の粘着剤も結果的にはズレ止め機能を奏すことになる。

【0040】

また、前述のとおり、フラップ部Wはサイドシート6とバックシート2とを積層し接着剤により接着してなるものである。したがって、この接着剤として有色のものを用い、またこれに代えて或いはこれとともに、フラップ部Wの素材(サイドシート6)として従来よりも透明性の高い素材を用いることでも、同様の側縁標示をフラップ部Wに設けることができる。

【0041】

透明性の高い素材を用いる場合、その素材としては、不透明度の低い無孔素材、多数の貫通孔を有する孔開き素材、嵩高不織布等を用いることができる。具体的には、不透明度が50%以下の素材を用いるのが好ましい。側縁標示10の視認側に存在する素材全体でも不透明度が50%以下であるとより好ましい。

【 0 0 4 2 】

側縁標示10の形状は、身体着用品の股間部の側縁を合わせる目安となる限り特に限定されない。しかし、あまり不規則な形状・配置であると、側縁標示10としての機能が低下するため好ましくない。このため、側縁標示10は、身体着用品の股間部の側縁21に沿う部分を有する形状、例えば図示の粘着剤11のように身体着用品の股間部の側縁21に沿う直線状の縁を有する矩形形状の他、身体着用品の股間部の側縁21に沿う曲線形状（後述する形態）もしくは直線形状、またはこれらを点線とした点線形状等が好適である。

【 0 0 4 3 】

また、身体着用品の股間部の側縁21に対する側縁標示10の平面位置についても、身体着用品の股間部側縁21を合わせる目安となる限り特に限定されない。そもそも、身体着用品が下着のような場合にはその股間部20の幅が一定でないため、その側縁位置21が吸收性物品1において位置する部位を一義的に定めることは不可能である。一方、身体着用品20に対して装着するに際して、身体着用品の側縁21に対して側縁標示10が余りに離間していると、側縁標示10として機能しないわけではないが、その効果は薄くなる。よって、標準的な身体着用品の股間部20の幅に合わせて側縁標示10の基準位置を決定し、少なくとも基準位置に対して平行な位置に側縁標示が位置するのが好ましい。図示形態の生理用ナプキン1では、フラップ部Wの基端部（付け根部）に沿う位置が基準位置であり、この基準位置に対して平行な縁部を有する矩形範囲に粘着剤11を設けている。

【 0 0 4 4 】

また、身体着用品が下着のような場合にはその股間部20の幅がそもそも一定でないことを考慮し、標準的な股間幅を複数段階想定し、各幅に合わせて複数の側縁標示10を設けるのも好ましい形態である。

【 0 0 4 5 】

かくして構成された生理用ナプキン1においては、その裏面をショーツ等の身体着用品の股間部20内面に合わせるに際し、フラップ部Wの基端部を摘み、身体着用品の股間部側縁21を指先で確認しながら、その股間部側縁21の位置に対し、表面側から視認される粘着剤11の幅方向中央側端縁11eが適切な位置となるように位置決めすることで、勘に頼らずに、容易かつ適切に装着することができる。

【 0 0 4 6 】**< 側縁標示に係る第2の形態 >**

第2の形態は、図3に示すように、側縁標示を印刷した印刷シート12を取り付ける点が第1の形態に対して相違するものである。印刷シート12は、図示形態のようにフラップ部Wを構成するサイドシート6とバックシート2との間に挟んで両シート6, 2を接着する接着剤により固定するのが好ましいが、サイドシート6の表面に貼り付けたり、バックシート2の裏面に貼り付けたりすることもできる。

【 0 0 4 7 】

印刷シート12を設けた位置よりも表面側にサイドシート6が存在し、印刷シート12がサイドシートを介して視認可能となる場合には、サイドシート6の素材としてより透明性の高い素材を用いるのが好ましい。具体的には、サイドシート6として不透明度が50%以下の不織布を用いるのが好ましい。通常用いられるサイドシート6はこの条件満たすものが殆どである。この場合、図示形態の構造では、印刷シート12の視認側に存在する素材全体の不透明度が50%以下となる。

【 0 0 4 8 】

なお、その他の点については、変形例も含めて第1の形態と同様であるため、敢えて説明を省略する。

【 0 0 4 9 】**< 側縁標示に係る第3の形態 >**

第3の形態は、印刷を用いる点では上記第2の形態と同様であるが、専用の部材を設け

ることなしに、図4及び図5に示すようにフラップ部Wを構成するシートに直に側縁標示の印刷13を施す点で相違するものである。図示形態では、バックシート2のサイドシート6側面に直に印刷13を施しているが、もちろん、これに限定されず、バックシート2の裏面、サイドシート6のバックシート2側面、サイドシート6の表面に直に印刷を施すことも可能である。

【0050】

側縁標示印刷13位置よりも表面側にサイドシート6が存在し、側縁標示がサイドシート6を介して視認可能となる場合には、サイドシート6の素材としてより透明性の高い素材を用いるのが好ましい。具体的には、サイドシート6として不透明度が50%以下の不織布を用いるのが好ましい。通常用いられるサイドシート6はこの条件満たすものが殆どである。この場合、図示形態の構造では、側縁標示印刷13の視認側に存在する素材全体の不透明度が50%以下となる。

【0051】

また、本第3の形態の側縁標示は、身体着用品の股間部の側縁に沿う曲線形状に形成されている。かかる曲線形状の側縁標示を設ける場合、印刷により形成するのが容易であり、見栄え良く形成できるため好ましい。

【0052】

なお、その他の点については、変形例も含めて第1の形態と同様であるため、敢えて説明を省略する。

【0053】

<側縁標示に係る第4の形態>

上記第1～第3の形態はフラップ部Wに側縁標示を付すものであるが、本第4の形態は図6に示すようにバリヤー部Bに側縁標示10を付す形態である。例えば、股間幅の狭いショーツに用いる場合や、股間に位置する部分が幅広に設計された生理用ナプキンでは、身体着用品の股間部側縁21がバリヤー部B位置と重なる場合もあり、このような場合には、バリヤー部Bに本発明の側縁標示10を設けることにより、第1の形態と同様に、使用に際して容易に側縁標示を視認することができ、より容易・適切な装着を行うことができるようになる。

【0054】

バリヤー部Bに側縁標示10を設ける手法としては、前述の三種類のいずれも適用できる。特に部材の追加が不要でありバリヤー部の機能への影響が少ないという観点から、バリヤー部を構成するサイドシート6の表面、重ね合わせ面もしくは裏面に側縁標示10を直に印刷する手法が好適である。また同様の観点から、バリヤー部Bを構成するサイドシート6間の接着に用いられる接着剤を有色に変更し、側縁標示10を形成するのも好ましい。しかしもちろん、予め側縁標示印刷を付与したシートをサイドシート6の表面もしくは裏面に貼り付ける若しくはサイドシート6間に介在させることもできる。

【0055】

側縁標示10の形成位置よりも表面側にサイドシート6が存在し、側縁標示10がサイドシート6を介して視認可能となる場合には、サイドシート6の素材としてより透明性の高い素材を用いるのが好ましい。通常用いられるサイドシート6はこの条件満たすものが殆どである。具体的には、サイドシート6として不透明度が50%以下の不織布を用いるのが好ましい。この場合、図示形態の構造では、側縁標示10の視認側に存在する素材全体の不透明度が50%以下となる。

【0056】

なお、その他の点については、変形例も含めて第1の形態と同様である。

【0057】

<側縁標示に係る第5の形態>

第5の形態は、第4の形態よりも更に幅の狭いショーツに用いる場合や、股間に位置する部分が更に幅広に設計された吸収性物品、例えば図7及び図8に示すような介護用等の大型尿吸収パッド100において、身体着用品の股間部側縁が吸収体4と重なる場合に関

するものである。なお、基本的構造は前述の生理用ナプキン1と異ならないため第1の形態と同じ符号および用語を用い、説明は省略する。

【0058】

このような場合、側縁標示10は吸収体4と重なる位置に設けるのが好ましい。しかし、通常の素材を用いて吸収体4の吸収性能犠牲にして不透明度を低下させるか、吸収体4の吸収性能を犠牲にせず可能な限り不透明度の低い素材を用いて吸収体4を形成しない限り、側縁標示10を吸収体4の裏面側、つまり吸収体4の裏面、吸収体4とバックシート2との間、バックシート2の裏面に設けたとしても、それは表面側から視認するのが不可能か困難になり、本発明における側縁標示本来の機能を有しないことになる。

【0059】

そこで、かかる場合にも表面側から側縁標示10が視認可能なように構成したものが、図7及び図8に示す第5の形態である。具体的に、図示形態では、側縁標示10を透液性トップシート3に設けている。この他にも、吸収体4の表面側であれば、透液性トップシート3の表面もしくは裏面や、透液性トップシート3と吸収体4の間、および吸収体4における透液性トップシート3側面に設けることもできる。これらの場合において、側縁標示10の形成位置よりも表面側にトップシート3が存在する場合には、トップシート3の素材としてより透明性の高い素材を用いるのが好ましい。通常用いられるトップシート3はこの条件満たすものが殆どである。具体的には、トップシート3として不透明度が50%以下の不織布を用いるのが好ましい。また、側縁標示10の視認側にトップシート3以外のシートがある場合にはそれら素材全体の不透明度が50%となるように構成するより好ましい。

【0060】

一方、側縁標示10の形成手法としては、前述の三種類のいずれも適用できる。特に部材の追加が不要であり吸収機能への影響が少なく、場合によっては吸収機能向上も図ることができるという観点から、エンボスまたはデボス（以下、エンボス等という）により側縁標示10を設けるのが好ましい。この場合、エンボス等によって、図示形態のように透液性トップシート3にエンボス等により凹凸14を付与する他、透液性トップシート3から吸収体4内にわたる深さ範囲に一體的な凹凸を付与することもできる。これらのエンボスはその形成部材、平面配置、凹凸の深さによって吸収機能に影響を及ぼす。例えば列状に凹部14が形成されると、体液はこの凹部14に沿って流れ易くなり、体液の拡散性向上や体液の堰き止め機能を発揮したりする。したがって、エンボス等による側縁標示10を設ける場合には、吸収制御機能も考慮した配置とするのが好ましい。

【0061】

もちろん、透液性トップシート3の表面もしくは裏面や、吸収体4における透液性トップシート3側面に側縁標示10を直に印刷する手法も採ることができる。また、予め側縁標示10を印刷した印刷シートを透液性トップシート3の表面もしくは裏面に貼り付ける、あるいは透液性トップシート3と吸収体4との間に介在させることもできる。この部位には体液の拡散性向上等を図るためにセカンドシートを設ける場合もあるが、この場合、このセカンドシートを印刷シートとすることもできる。さらに、透液性トップシート3の裏面に有色の接着剤を用いて側縁標示10を形成することもできる。この場合、透液性トップシート3の端部等は接着剤により固定されているため、当該部位に側縁標示10を設けるときには固定用と側縁標示用の機能を兼ね備えたものとすることができる。

【0062】

なお、その他の点については、変形例も含めて第1の形態と同様である。

【0063】

<身体着用品の側縁自体が視認可能となる形態>

他方、上記各形態は、側縁標示部を吸収性物品に設けることにより装着の容易化及び適切化を図るものであるが、同様の目的を達成するものとして、本発明では、身体着用品の股間部の側縁自体を、身体着用品側となる装着面に対してその反対側から視認可能のように構成した吸収性物品も提案する。

【0064】

その具体的手段としては、吸収性物品における身体着用品の股間部の側縁と対応する部分を切り欠くことも採用できるが、対応部分の素材をより透明性に優れる部材により構成すると、素材変更だけで対応できる等、より簡易な構成で済むため好ましい。

【0065】

対応部分の透明性を上げるためにには、対応部分（例えばフラップ部に側縁標示を設ける場合にはフラップ部、バリヤー部に側縁標示を設ける場合にはバリヤー部）の素材に、細い針を用いて微小な貫通孔を多数設ける或いはパンチを用いてある程度大きなパンチ孔を多数設けた孔開きシートを用いる、嵩高な不織布を用いる、素材自体の不透明度が低い（例えば透明または半透明のもの）無孔シートを用いる等により達成できる。

【0066】

かくして、構成された吸収性物品においては、その裏面をショーツ等の身体着用品の股間部内面に合わせるに際し、身体着用品の股間部側縁自体を視認しながら、その股間部側縁の位置に対し、吸収性物品が適切な位置となるように位置決めすることで、勘に頼らずに、容易かつ適切に装着することができる。なお、本形態の外観は、図4の側縁標示部分に、身体着用品の股間部側縁_{2_1}自体が現れるだけであるため、図示は省略した。

【0067】

<その他>

(イ) 本発明における側縁標示形態と側縁可視化形態とは組み合わせて適用することができる。

【0068】

(ロ) 本発明は、適所に側縁標示を設けるか、あるいは身体着用品の側縁自体を視認可能なように構成するものであるため、身体着用品装着型である限り、構造や機能による制限なく如何様な吸収性物品にも適用できるものである。

【0069】

(ハ) 側縁標示に係る形態における各構成は、その目的とする効果を失わない限度において、一部を省略したり、一部を他の形態と組み合わせたりすることができる。例えば、側縁標示は、フラップ部W、バリヤーB、透液性トップシート3の少なくとも2箇所以上に設けることもできる。また、粘着剤、印刷およびエンボスの少なくとも2種以上による側縁標示を設けることもできる。

【0070】

(ニ) 身体着用品としては、ショーツ等の下着の他、オムツカバー等が含まれる。

【0071】

(ホ) 本発明の側縁標示及び側縁可視化においては、その側縁が身体着用品の股間部を含む限り、股間部以外の側縁を含むものであっても良い。例えばショーツの脚周りの股間部およびその前後部分の目安となるような側縁標示を設けたり、これらの部分自体が視認可能なよう構成されたりしていても良い。

【産業上の利用可能性】**【0072】**

本発明は、下着に装着される生理用ナプキンや尿吸収用失禁パッド（大型の介護用のもののみならず、小型の軽失禁用のものも含む）、おむつカバーに装着される吸収パッド等のように、股間部を有する身体着用品に対してその股間部に装着される吸収性物品であれば、どのようなものでも適用できるものである。

【図面の簡単な説明】**【0073】**

【図1】側縁標示に係る態第1の形態を示す平面図である。

【図2】図1のI-I - I-I断面図である。

【図3】側縁標示に係る態第2の形態を示す断面図である。

【図4】側縁標示に係る態第3の形態を示す平面図である。

【図5】図4のV-V断面図である。

【図6】側縁標示に係る態第4の形態を示す平面図である。

【図7】側縁標示に係る態第5の形態を示す平面図である。

【図8】図7のVII - VII断面図である。

【符号の説明】

【0074】

1 ... 生理用ナプキン、2 ... バックシート、3 ... 透液性トップシート、4 ... 吸収体、5 ... クレープ紙、6 ... サイドシート、10 ... 側縁標示、20 ... 身体着用品股間部、21 ... 身体着用品の股間部側縁。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

